

平成28年第7回狭山市定例教育委員会会議録

開催日時 平成28年7月14日(木)
午後3時5分から午後3時50分まで

開催場所 市役所 5階 教育委員会室

出席者 教 育 長 向 野 康 雄
教育長職務代理者 吉 川 明 彦
委 員 荒 川 和 子
委 員 橋 本 秀 樹
委 員 宮 崎 英 子

欠 席 者 な し

委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

生涯学習部長	小 澤 一 巳	次長兼教育総務課長	滝 嶋 正 司
社会教育課長	大 寺 宏 之	中央図書館長	奥 富 悟
スポーツ振興課長	栗 原 和 昭		
学校教育部長	井 堀 広 幸	参事兼教育指導課長	和 田 雅 士
教育センター所長	鈴 木 浩 明	書 記	中 山 昭 夫

傍 聴 者 数 0名

報告事項

- ・狭山市立新狭山公民館新築工事に係る契約について

報告者(社会教育課長)

(要旨)

6月議会を経て、契約が本契約となった。工事契約については、建築、機械設備及び電気設備の3件の契約となった。今後は、週1回、各業者及び関係職員とで工事に関する打合せを行いながら、工程に遅れが生じないように工事を進めていく。また、工程が示されたことから地元説明会を行う旨の報告がなされた。

- ・中学生学習支援事業夏季集中講座について

報告者(教育指導課長)

(要旨)

中学生学習支援事業は、5月14日からスタートし、7月17日で1学期の日程が終了する。塾の講師による夏季集中講座については、契約業者が学研に

決まり、夏季休業中6日間行われ、各8校区で日程が決まった。なお、中学生学習支援事業は、2学期からは1年生も始まり3学年全てそろって実施される旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、業者が決まったということであるが、その業者との契約は、いろいろなところにある教室との契約か。それとも本部との契約かとの質疑に、本部との契約である旨の答弁がなされた。その業者を選んだ理由はとの質疑に、現在、数多く手掛けており、経験が豊富であること。中学生を対象にしたこういった集中講座では大学生アルバイトを使わないという方針を取っていること。また、数学と英語の2時間あるが、講義をしない運営委員という者も参加し、3名体制で指導してくれることである旨の答弁がなされた。

・各種審議会等における会議結果概要について

報告者（スポーツ振興課長）
（社会教育課長）

（要旨）

平成28年度第2回狭山市スポーツ推進審議会及び平成28年度第1回狭山市立図書館協議会の開催結果について、その概要の報告がなされた。

・狭山市教育委員会後援名義の使用行事一覧について

報告者（スポーツ振興課長）
（社会教育課長）

（要旨）

スポーツ振興課関係1件及び社会教育課関係3件の申請があり、審査の結果、使用許可を行った旨の報告がなされた。

教育委員からの質疑等では、ヤングアメリカン・ジャパンツアーは、どのように募って、どのくらい参加者を見込んでいるのかとの質疑に、申請に基づく企画書では、小・中・高校生を対象とし約230名と見込んでいる。募集方法については、詳細は分らないが、各学校等にいろいろと掲示するなどの募集になるかと思われる旨の答弁がなされた。

議 案

議案第24号 第2次狭山市教育振興基本計画について

教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、第2次狭山市教育振興基本計画を定めるため、提案がなされたものである。

議案第24号については、原案可決した。

議案第 2 5 号 第 5 次狭山市生涯学習基本計画について

第 4 次狭山市生涯学習基本計画の計画期間の満了に伴い、第 5 次狭山市生涯学習基本計画を定めるため、提案がなされたものである。

議案第 2 5 号については、原案可決した。

議案第 2 6 号 狭山市スポーツ推進計画について

スポーツ基本法（平成 2 3 年法律第 7 8 号）第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、狭山市スポーツ推進計画を定めるため、提案がなされたものである。

教育委員からの質疑等では、三つの計画について、後付に E メールや F A X 番号等が入っているものとそうでないものがあるが、これは統一しなくて良いのかとの質疑に、統一する。また、三計画共に、巻末にそれぞれ策定経過を設けてあるが、その最終のところには本日の教育委員会会議を加える旨の答弁がなされた。

議案第 2 6 号については、原案可決した。

以 上